地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月6日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 契約の概要
 永田台小学校 給食室雨漏り修繕
- 2 履行場所 横浜市南区永田みなみ台6-1 横浜市立永田台小学校
- 3 契約日令和6年7月1日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年7月31日
- 5 契約金額 1,375,000 円 (税込)
- 8 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市中区住吉町1-8 株式会社白井組
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年6月27日、給食室ホールの天井のジョイント部より雨漏りがありました。 早急に対応しなければ給食室の提供及び衛生に支障が生じる恐れがあることから、緊 急契約での作業を実施した。

- 8 契約の相手方の選定理由 迅速な対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管 教育委員会事務局教育施設課